

入札又は見積書に係る理由書

1. 100万円未満の契約について、市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容

--

2. 発注先事業者名及び所在地

事業者名：

所在地：

3. 市内事業者・準市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由

	(1) 市内事業者・準市内事業者で取扱いがない
	(2) 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者・準市内事業者がない
	(3) 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない
	(4) その他

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (4) のうち最も若い番号のものを1つ選択し、丸印を付けてください。

4. 3の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠 (別紙添付可)

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

--

カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第9条第2項に定める市内事業者・準市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(申請者)

〒

所在地：

企業等名称：

代表者職・氏名：